登校許可証明書（学校感染症）

千 葉 商 科 大 学

所属・学年	学科・研究科	年
学籍番号		
氏　　名		

学生本人がボールペンで記入

医療機関に記入を依頼すること
（学生本人は記入しない）

し、感染の恐れがありませんので登校許可を証明します。

下さい）

分類	該当	感染症種類（病名）	登校禁止期間の基準
第1種			治癒するまで
第2種	○	インフルエンザ［鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ（H5N1）を除く。］	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
		結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種			

初診：病院を受診した日
登校禁止期間：大学への通学を禁止する期間
登校許可：大学への通学が可能になる日

初　　診	2025 年 1 月 23 日
登校禁止期間	2025 年 1 月 23 日 から 2025 年 1 月 26 日 まで
登 校 許 可	2025 年 1 月 27 日 から

発　　行　　日	2025 年 1 月 23 日
医 療 機 関 名	■■■■医院
医師名（自署）	○○　○○○　　【印】

発行日と医療機関名
診察を担当した医師の署名と押印

この証明書による情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者への開示は致しません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難である場合は、この限りではありません。

v202503

西暦 2025年 1 月 28 日

授　業　配　慮　願

（学校感染症に罹患又は罹患の疑い等による登校禁止後）

授業担当教員　各位

所属･学年	■■■■　学科 ・ 研究科	3 年
学籍番号	22d2222	
氏　名	○○○　○○○	

登校許可証明書または診断書に記載された登校禁止期間を記入

学校感染症に　禁止に伴う授業配慮をお願いします。

登校禁止期間	20 25 年 1 月 23 日(木) ～ 20 25 年 1 月 26 日(日)
登校禁止日(曜日)	感 染 症 等 の 名 称
1 / 23 （木 ）	インフルエンザ
1 / 24 （金 ）	インフルエンザ
/ （ ）	

「感染症等の名称」は日付ごとに記入

講義を欠席した日のみ記入

上記学生は、学校感染症に罹患または罹患の疑い等により、次の証明書が提出されました。

学生課

チェック	添 付 証 明 書
	登校許可証明書
	診断書

「診断書」を提出する場合は、療養期間(登校禁止期間)および登校許可日の記載が必要

提出手順	(1)「提出証明書」または「診断書」と「授業配慮願」を直接学生課窓口に提出 (2)「授業配慮願」の受付印欄に押印を受けた PDF ファイルをメールで受け取る (3)「授業配慮願」の PDF ファイルを CUC PORTAL の授業 Q&A 等より各担当教員に提出

この書類による情報は、本学学内関係者のみで共有し、原則として第三者への開示は致しません。但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命･身体･財産を保護するために必要がある場合などで、本人の同意を得ることが困難であるときは、例外的に行政庁などに開示することがあります。

v202503